

## 資料102-2

信書便約款の設定の認可について

(諮問第1275号)

(公印・契印省略)

諮詢第1275号  
令和8年2月18日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

### 諮詢書

株式会社ほくでんアソシエ（代表取締役 茂森 実）ほか3者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第1項の規定に基づき信書便約款の設定の認可の申請があった。申請の概要は別紙1のとおりである。

当該申請について審査した結果は、別紙2のとおりであり、いずれも同条第2項に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮詢する。

## 信書便約款の設定の認可申請の概要

株式会社ほくでんアソシエほか3者からの信書便約款の設定の認可申請について、標準約款を適用しない主な理由及び信書便約款で規定される主な事項は以下のとおりである。

### ○標準約款を適用しない主な理由

事業者名	理由
[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩による信書便の送達を想定しており、標準約款の適用対象外であるため。</li> <li>・親会社又はグループ企業からの委託を受けて、同社拠点間の信書便物を取り扱うことから、信書便事業の実施にあたり委託元の指図を求める等の規定を設けるため。</li> </ul>
[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物利用運送事業による信書便の送達を想定しており、標準約款の適用対象外であるため。</li> <li>・信書便物の包装、受付方法(インターネット受付、電話受付)等について独自の規定を設けるため。</li> </ul>
[REDACTED]	(同上)
[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金収受(支払方法、相対料金の設定)等について独自の規定を設けるため。</li> </ul>

### ○信書便約款に規定される主な事項

#### 1 役務の名称及び内容

#### 2 引受けの条件

- (1) 信書便物として差し出すことができない物としての差出禁制品
- (2) 大きさ及び重量の制限
- (3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求し、又は差出人の負担により包装すること。
- (4) 宛名は、送り状を外装に貼り付け、又は信書便物の表面に記載すること。
- (5) 引受場所は、営業所又はあらかじめ差出人との間で定めた場所であること。
- (6) 引受け時の申告・開示請求及びそれを拒否した際の引受拒絶並びに取扱中の開示請求及び開披

#### 3 配達の条件

誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達すること。

#### 4 転送及び還付の条件

- (1) 受取人が住所等の変更を届け出ている場合、その届出の日から各者にて指定する期間内までに速やかに転送（転送範囲は提供区域内）を行うこと。
- (2) 配達ができない場合であって差出人から還付の指図を受けた場合、約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合に還付を行うこと。

#### 5 送達日数

信書便物に配達予定日の記載がある場合には、当該記載の日。配達予定日の記載がない場合には、最初の170kmは2日、以後170kmごとに1日追加（離島等の場合は相当の日数を経過した日）した日等

#### 6 料金の收受及び払戻しの方法

- (1) 収受の方法は、引受け時、配達時（受取人払い）等とすること。
- (2) 払戻しの方法は、差出人への持参等とすること。

#### 7 送達責任の始期及び終期

始期は、差し出されたとき、終期は、受取人への引渡し（同居人、管理者等への引渡しを含む。）がされたとき等とすること。

#### 8 損害賠償の条件

- (1) 引受けから配達までの間に生じた信書便物の滅失等について損害賠償責任を負担すること（ただし自己又は使用人等の無過失を証明した場合はこの限りでない。）。
- (2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等、一定の場合には免責されること。
- (3) 信書便物の料金等を上限として損傷の程度等に応じた額を支払うこと。ただし、故意又は重過失により生じた場合には一切の損害を賠償すること。
- (4) 損害に関する責任は、受取後1年以内に裁判上の請求をしなければ消滅し、この期間は損害発生後に限り合意により延長することができる（損傷については、受取後14日以内に通知が必要）。

#### 9 その他

他の信書便事業者と協定等を締結して信書便物を送達する場合、送達上の責任は、自らが負担すること。

## 信書便約款の設定の認可申請の審査結果の概要

株式会社ほくでんアソシエほか3者からの信書便約款の設定の認可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第33条第2項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（法第33条第2項第1号）

条件等	審査概要	適否
役務の名称及び内容	役務の名称及び内容が明確に規定されている。	適
引受け	差し出すことができない物、大きさ・重量の制限、包装の方法、宛名の記載方法及び引受場所が適正かつ明確に規定されており、かつ、引受け時の申告及び開示請求の措置が規定されている。	適
配達	誤配達の通知受理時に速やかにその信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達することが規定されている。	適
転送及び還付	信書便物の転送及び還付の条件が明確に規定されており、かつ、これらの条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うことが規定されている。	適
送達日数	送達日数が明確に規定されている。	適
料金の収受及び払戻し	引受け時、配達時等における料金の収受の方法及び払戻しの方法が明確に規定されており、かつ、利用者の利便に配慮しているものであると認められる。	適
送達責任	送達責任の始期及び終期が明確に規定されている。	適
損害賠償	損害賠償の条件が明確に規定されており、かつ、消費者契約法（平成12年法律第61号）第8条及び第9条に抵触しないものであると認められる。	適
その他	他の特定信書便事業者と協定等を締結した場合の送達上の責任が明確に規定されている。	適

- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（法第33条第2項第2号）

条件等	審査概要	適否
差別的取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適

## 【参考資料】

### 標準信書便約款関係条文（抜粋）

#### ○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

##### （信書便約款）

第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

#### ○一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成27年総務省告示第410号）

##### （適用範囲）

第一条 この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2 （略）

#### ○貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成28年総務省告示第25号）

##### （適用範囲）

第一条 この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、特定信書便事業及び貨物軽自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2 （略）